

書類提出期限：令和 8 年 9 月 4 日（金）

令和 8 年度「奨学のための給付金（通常申請）」の提出書類

★オンライン申請と必要書類提出の両方が必要です。

区分をご確認ください。

- ☐ 1 生活保護（生業扶助）受給世帯の方
- ☐ 2 年収 490 万円未満世帯の方
- ☐ 3 家計急変世帯の方（ご希望の方は経営企画室で状況確認後、書類をお渡します）

〈全員必須〉申請者全員提出

- （1）支払金口座振替依頼書
- （2）通帳の写し（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）
- （3）充当委任状

☐ 1 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

- （4）生業扶助受給証明書

※「生活扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。

保護者に係る「受給開始日」が「令和 8 年 7 月 1 日」以前、証明書の発行日が「令和 8 年 7 月 1 日」以降となっていることを確認してください。

☐ 2 年収 490 万円未満世帯の方

- （5）マイナンバー台紙

※既に提出している場合、提出不要です。

※税情報の確認ができない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

- （6）住民票の写し(コピー不可)又は住民票記載事項証明

※保護者に係る「住民となった日」が「令和 8 年 7 月 1 日」以前、証明書の発行日が「令和 8 年 7 月 1 日」以降となっていることを確認してください。

※住民票の写しで、上記のことが確認できない場合は住民票記載事項証明の提出も可能です。ご希望の場合は、書類をお渡しますので経営企画室へお越しください。

- （7）東京都国公立高等学校等奨学のための給付金 申請にかかる同意について

- （8）小・中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書（生徒本人の国籍が「日本国」以外で、在留資格が「家族滞在」の場合）

裏面もご確認ください。

(9) 扶養誓約書（生徒本人に親権者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合）

※ご希望の場合は、書類をお渡ししますので経営企画室へお越しください。

※東京都提出期限を過ぎた場合は受給することができません。

不備があった場合に備えて、可能な限り早めに提出してください。